

「性的マイノリティの人権」

皆さんは、性的マイノリティという言葉を知っていますか。

私たちのなかには、好きになる性が必ずしも異性のみでない人、こころの性とからだの性が異なる人などがいます。例えば、こころの性が女性で女性を好きになる人をレズビアン、こころの性が男性で男性を好きになる人をゲイ、両方の性を好きになる人をバイセクシュアルと呼んでいます。こころの性とからだの性が異なる人、性別に違和感をもつ人をトランスジェンダーと呼びます。また、自身の性を何と考えるか、どんな性を好きになるかが定まっていない、もしくは意図的に決めていないクエスチョニングと呼ばれる人もいます。これらの頭文字をとって、「LGBTQ」という言葉はよく知られる様になりました。

このように、性のあり方は多様ですが、必ずしも目に見えるものではありません。ただ、「見えない」からといって自分の周りに性的マイノリティが「いない」ということではありません。様々な調査から、性的マイノリティは人口の3%～10%程度の割合でいると考えられており、私たちの家族、友人、同僚、顧客などとして、どのような場所でも共に暮らしています。

近年、LGBTQなど性的マイノリティについて社会的関心が高まっている一方で、さまざまな困りごとに直面したり、誰にも相談できずにいきづらさを感じていたりしている当事者が少なくありません。

そのような中、令和4年3月に策定した「第3次丹波市人権施策基本方針」において、「性的マイノリティの人権」を重要な人権課題の一つとして位置づけ、性的マイノリティに寄り添った支援体制づくりと、性的マイノリティの社会的な理解の促進や性の多様性を尊重する取組として、丹波市では、令和5年4月1日より、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この制度の導入により、性的マイノリティの方々への社会的理解を促進し、また、多様な性を認め合い、悩みや生きづらさを抱えている様々な方の生き方を尊重し、自分らしく幸せに生活できることを市として応援していこうとするものです。

あなたのおかげで、社会の偏見や差別に悩み、友人や家族にも相談できず、孤立感や将来への不安を抱えている方がいらっしゃるかもしれません。みんなで性の多様性が尊重される社会をつくっていきましょう。

